

議案第30号

逗子市海岸法施行取扱条例の一部改正について

逗子市海岸法施行取扱条例の一部を次のように改正する。

令和3年6月10日提出

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市海岸法施行取扱条例の一部を改正する条例

逗子市海岸法施行取扱条例（平成11年逗子市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

駐車場	占用面積 1平方メートル1月	近傍類地の1平方メートル当たりの価格×(4/100) ×(1/12)の算式により算定した額（この額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）
-----	-------------------	--

別表備考に次の2項を加える。

- 6 駐車場は、原則として一団の土地に係るものに限る。
- 7 近傍類地の1平方メートル当たりの価格は、地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第10号に規定する土地課税台帳に登録されている当該土地の価格を当該土地の面積で除して得た額（この額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

海岸保全区域及び小坪漁港区域が重複する区域内の国有海浜地において、民間事業者が漁港利用者用時間貸駐車場を運営するために海岸法（昭和31年法律101号）第7条第

1項に規定による占有許可をするに当たり、改正の要あるため提案する。